

議案第2号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の190」を「100分の187.5」に、「100分の198」を「100分の195.5」に改める。

第2条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に、「100分の185.5」を「100分の183」に改める。

第3条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の190」を「100分の187.5」に、「100分の198」を「100分の195.5」に改める。

第4条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の190」を「100分の187.5」に、「100分の198」を「100分の195.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年3月に支給する期末手当に係る第1条の規定による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例（以下「新区長等給与条例」という。）第5条、第2条の規定による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新議員報酬条例」という。）第8条第2項、第3条の規定による改正後

の杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新教育長給与条例」という。）第8条及び第4条の規定による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「新監査委員給与条例」という。）第4条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新区長等給与条例第5条	100分の25、	100分の20、
新議員報酬条例第8条第2項	100分の25	100分の20
新教育長給与条例第8条	100分の25、	100分の20、
新監査委員給与条例第4条第4項	100分の25、	100分の20、

（提案理由）

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第2条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬</p>

月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の183を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の185.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第3条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

第4条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																														
期 末 手 当	<p>区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="560 757 1355 974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>1.875</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td><u>1.98</u></td> <td><u>1.955</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>4.13</u></td> <td><u>4.08</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>区議会議員の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="560 1046 1355 1263"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td><u>1.775</u></td> <td><u>1.75</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td><u>1.855</u></td> <td><u>1.83</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>3.88</u></td> <td><u>3.83</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	改正	6月期	<u>1.90</u>	<u>1.875</u>	12月期	<u>1.98</u>	<u>1.955</u>	3月期	0.25	0.25	合計	<u>4.13</u>	<u>4.08</u>	区分	現行	改正	6月期	<u>1.775</u>	<u>1.75</u>	12月期	<u>1.855</u>	<u>1.83</u>	3月期	0.25	0.25	合計	<u>3.88</u>	<u>3.83</u>
区分	現行	改正																													
6月期	<u>1.90</u>	<u>1.875</u>																													
12月期	<u>1.98</u>	<u>1.955</u>																													
3月期	0.25	0.25																													
合計	<u>4.13</u>	<u>4.08</u>																													
区分	現行	改正																													
6月期	<u>1.775</u>	<u>1.75</u>																													
12月期	<u>1.855</u>	<u>1.83</u>																													
3月期	0.25	0.25																													
合計	<u>3.88</u>	<u>3.83</u>																													
施 行 期 日 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 公布の日から施行する。 2 令和3年3月に支給する期末手当の支給月数は、「0.20月分」とする。 																														